

ハビリス

宮崎県身体障害者相談センター
 (高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)
 〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
 TEL : (0985) 29-2556(代)
 FAX : (0985) 31-3553
<http://www.shinsyocenter-miyazaki.com/>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re (再び) + **habilis** (適した、ふさわしい) + ation (状態にする) から採つたものです。

目次

- 『所長着任挨拶』
- 『地域リハビリテーション推進事業』について
- 『身体障害者手帳の認定基準等の変更』について
- 『高次脳機能障がい総合相談日・家族会』について

あいさつ

宮崎県身体障害者相談センター

所長 永田 俊一

今年4月異動で、当センターに赴任いたしました永田です。どうぞ宜しくお願ひいたします。

宮崎県身体障害者相談センターは、身体障害者福祉法に基づき設置される「身体障害者更生相談所」として、昭和27年に設置され現在に至っております。

この間、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」(平成25年4月からは「障害者総合支援法」)により、障害者福祉サービスの体系が再編され、また定率の利用者負担制度が導入されるなど、障害者福祉施策を取り巻く環境が大きく変動いたしております。

当センターでは、このような変化に適切に対応しつつ、各種の専門職員(看護師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、高次脳機能障がい支援コーディネーター、社会福祉士など)を配置し、医療機関や市町村と密に連携して、自立支援医療(更生医療)や補装具の適切な支給判定、リハビリテーションの推進といった各種障がいを持たれる方々やご家族の皆様からのご相談などに対応しております。

また、山間地域に居住されておられるなどにより来所が難しい方には、直接、専門職員を地域に派遣し、リハビリの指導や補装具判定も対応させていただいておりますので、どうぞ皆様の身近な相談機関として、お気軽にご利用いただきますよう宜しくお願ひいたします。

